平成２３年（フ）第１７２４号
堺市東区日置荘西町７丁６番33号
債務者　海元　映暁
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７５号
堺市西区山田１丁1094番地60
債務者　松波　正浩
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　良策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７７６号
堺市西区山田１丁1094番地60
債務者　優輝ＣＭこと　松波　優子
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　良策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８００号
堺市西区浜寺石津町西５丁11番24―１号
債務者　岩城　英雄
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８０８号
堺市堺区中安井町２丁２番20号
債務者　ＡＺクリエイトこと　山本　勇一
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　澄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１８１６号
堺市北区新金岡町２丁１番８―221号
債務者　石原　禎人
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝井　良光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月23日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０号
名古屋市守山区喜多山２丁目31番23号　ロワールパーク601号
債務者　コスメランドソフィアこと　加藤　孝夫
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７６４号
京都市伏見区石田森南町34番地　住宅公団醍醐石田団地31―108
債務者　大野木治彦
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八ツ元優子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
大分市大字宮尾1963番地
債務者　馬〆　　浩
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月24日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成24年４月10日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第４７２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3158番地６　町営持田団地Ｋ棟101号室
債務者　坂本　宗男
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　真大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４８４号
宮崎市大字恒久1599番地１　コーポナガトモ101号
債務者　喜多　一夫
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵田　　諭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８２３号
熊本市出水７丁目42番13号
債務者　滿留　眞隆
1　決定年月日時　平成24年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２４年（フ）第５号
福井県敦賀市角鹿町２番地の５
債務者　小西　昭子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙辻　俊一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年４月24日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第７２０号
熊本市本山２丁目６番５号
債務者　西山　紀久
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙山　悦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月26日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年４月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２９７７号
愛知県春日井市六軒屋町３丁目156番地
債務者　東春商会こと吉田天孝こと　朴　　天孝
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１１号
名古屋市港区港楽２丁目２番21号　カサ港楽205号
債務者　洋風居酒屋ＹＯＳＨＩこと　梶原　吉春
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６６８５号
大阪府枚方市朝日丘町２番45―101号
債務者　西田奈奈子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部